

国土利用計画岩手県計画

－ 第 五 次 －

平成28年7月7日

岩 手 県

目 次

前 文

1 県土利用の現状と課題

- (1) 県土利用の現状 1
- (2) 県土利用をめぐる基本的状況の変化と取り組むべき課題 1

2 県土の利用に関する基本構想

- (1) 県土利用の基本方針 3
- (2) 地域類型別の県土利用の基本方向 6
- (3) 利用区分別の県土利用の基本方向 8

3 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- (1) 区分ごとの規模の目標 1 2
- (2) 地域別の概要 1 3

4 2及び3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 土地利用関連法制等の適切な運用 1 7
- (2) 県土の保全と安全性の確保 1 7
- (3) 持続可能な県土の管理 1 8
- (4) 恵み豊かな環境と人間の営みの両立 2 0
- (5) その他土地の有効利用の促進 2 2
- (6) 土地利用転換の適正化 2 3
- (7) 県土に関する調査の推進 2 4
- (8) 計画の効果的な推進 2 4
- (9) 多様な主体の連携・協働による県土の有効利用 2 4

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岩手県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関しては県の計画の基本となるとともに、市町村計画及び岩手県土地利用基本計画の基本となるものです。

1 県土利用の現状と課題

(1) 県土利用の現状

ア 県土の概要

本州一の広大な面積を有する本県は、内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、県の西部の秋田県境には奥羽山脈が走り、これと並行して東部には北上高地が広がっています。また、沿岸部は、宮古以南では北上高地の山すそが太平洋に落ち込み、入り江と岬の入り組んだリアス式海岸を形成しており、宮古以北では隆起した海岸段丘が発達し、海岸線も南部に比べて直線的となっています。本県は、それらの変化に富んだ地勢の中で、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。

県土は、森林が約8割を占めており、可住地面積割合は約2割となっています。主な可住地は北上川流域や北上高地、沿岸部などの平野や盆地となっており、特に北上川流域に人口の6割以上が集中している状況にあります。

イ 県土利用の状況

平成25年における県土利用の状況をみると、森林が76.7%、農地が9.9%となっているほか、原野等が0.5%、水面・河川・水路が2.3%、道路が3.0%、宅地が2.3%、その他が5.3%となっています。また、第四次県計画の基準年次である平成17年から現況年次の平成25年までの間に、農地、森林が減少し、道路、宅地等への転換がなされているとともに、荒廃農地等その他面積が増加しています。

第四次県計画期間内における土地利用の転換は、第三次県計画における土地利用転換（平成4年から平成17年）に比べて、全体としては鈍化しています。

また、低金利、住宅ローン減税等の施策による住宅需要の下支えのほか、沿岸地域における浸水区域外への移転需要等から、地価の下落幅は縮小している状況にあります。（平成27年度岩手県地価調査より）

(2) 県土利用をめぐる基本的状況の変化と取り組むべき課題

今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、その課題に取り組んでいく必要があります。

その際、多様な主体の関わりの増大、地方分権やグローバル化の進展、財政的制約等の背景についても、考慮する必要があります。

ア 人口減少社会の到来等による県土への影響

本県の人口は、平成9年以降減少し続けており、平成26年（2014年）の人口は約128万人と、平成9年（1997年）と比べ約14万人減少しています。一方、65歳以上の高齢人口は約10万人増加しています。

今後人口規模が縮小するとともに、生産年齢人口や年少人口が減少し高齢人口が増加するなど、人口構造が大きく変化していくことが見込まれ、平成37年（2025年）の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では約114万人と予測されています。

また、県内でも、中山間地域を抱える自治体において人口減少率が高く見込まれて

いるほか、東日本大震災津波で被災した沿岸 12 市町村で、いずれも県平均を上回る人口減少率が推計されるなど、地域によって、人口減少のスピードは異なることが予想されています。

人口減少の進行によって、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されます。また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下や県土保全の観点からの影響も懸念されています。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化や適切な県土保全のため、担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めていくことも課題です。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、森林所有者の経営意欲の減退が見られます。

県土管理水準の低下等により、水の循環や土地の有効利用への悪影響も懸念されます。また、土地境界が不明確な状況や人口減少に伴う所有者の所在の把握が難しい土地の増加により、円滑な土地利用に支障をきたすおそれもあります。

このため、本格的な人口減少社会において、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。

イ 自然環境と美しい景観等の変化

今後、人口減少、産業構造の変化等による土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されます。

一方、人口減少は開発圧力の減少等につながることから、この機会をとらえ、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生し、自然の生態系に戻す努力が必要です。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼします。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要です。また、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や自然生態系の有する防災・減災機能の活用など、自然環境の有する多面的な機能に着目することが重要です。

また、気候変動による自然環境や生物多様性への将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要です。

さらに、本県は、美しい農山漁村の集落やまちなみ、平泉や橋野鉄鉱山をはじめとする優れた歴史的・文化的環境等を有しており、これらを次世代に継承するとともに、その活用により地域の魅力を高めていくことが重要です。

ウ 自然災害への対応の必要

平成23年に発生した東日本大震災津波の経験を踏まえ、自然災害に対する県土の安全性強化の要請が一層高まっています。特に、沿岸被災地においては、復興に向けたまちづくりが途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりが急務となっています。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、本県においても、豪雨による被害が発生しています。極端な降水による水害、土砂災害がさらに頻発化・激甚化すること等が懸念されます。

さらに、近年、日本全体で火山災害が頻発しており、活火山を有する本県においても、改めてその対策の必要性が認識されました。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用の重要性が高まっています。

また、都市部においては、都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も重要な課題となっています。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、東日本大震災津波の経験も踏まえながら、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた強靱化の取組を進めていくことが必要です。

2 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

このように、県土利用をめぐる状況が大きく変化する中において、県土を適正に利用するための総合的な計画としての本計画の位置づけは引き続き重要です。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、その安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

そこで、1で示した課題に取り組むため、本計画は、「県民の暮らしを支える県土利用」、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、ア～ウにその考え方を示します。

また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための考え方をエ・オに示します。

ア 県民の暮らしを支える県土利用

人口減少下においても増加している都市的土地利用について、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心市街地に集約し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。その際には、地域の状況や被災地における復旧・復興の状況も考慮することが重要です。

中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。また、適切な管理が行われていない空き家について

は、住民に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じます。一方、その外側では、低密度化を踏まえた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

そのため、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

また、大規模太陽光発電施設、風力発電施設やバイオマス発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺環境への影響の評価を十分行うとともに、周辺の土地利用状況や防災等に特に配慮します。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなどの方策を検討することも必要です。

イ 自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用

本県が将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有していることを踏まえ、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現に向けて取り組みます。

そのため、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図ります。その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を重視します。

持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取組を推進します。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品に

よる雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の交流・対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図ります。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、平泉や橋野鉄鉱山等の歴史的遺産や伝統文化など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持等の取組を進めます。

さらに、本県には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進めます。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

「岩手県国土強靱化地域計画」に基づき、東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進します。

そのため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知を図ります。また、災害リスクの高い地域については、土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導が重要です。

また、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や、ライフライン等の多重性・代替性の確保も必要です。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルでの安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築します。

さらに、本県では、特に、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。

エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たって、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となります。

そのため、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人

口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要です。

また、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫が必要です。森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで、最適な県土利用を選択するよう努めます。

オ 県土の有効利用に向けた多様な主体の参画

これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。

また、このような地域による取組を基本としつつ、公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画も重要です。

急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土利用への多様な主体の参画を進めていくことが、一層、重要となります。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や交流・対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

ア 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導することが重要です。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。特に、空き家については、今後大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要があります。あわせて、郊外部や既存集落等においても、交通ネットワーク等の充実により、生活に必要な機能を享受することができるよう、地域の状況を踏まえた対応を行います。

地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や耐震化等による既存施設の安全性の向上に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への施設や居住等の誘導も重要です。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化や高齢

化にも対応したまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現します。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等について、安全性の向上の推進を図ります。また、諸機能の分散配置やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。

また、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流・対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。

健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。加えて、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源^{かん}の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有します。

生産と生活の場という観点からは、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図ります。

農業にあつては、農業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進めるなど、高い所得を安定的に確保できる経営体を育成するとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産を拡大していくため、生産性・市場性の高い産地づくりの推進や、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及等により、消費者から信頼・支持される全国トップレベルのブランド産地の確立を図ります。

林業にあつては、地域の森林経営を担う経営体を育成することなどにより、管理の行き届かない森林を適切に整備していくとともに、NPOや地域住民、企業など多様な主体による森林整備を支援するなど、社会全体が支える森林づくりを進めます。

さらに、地産地消や食育等の推進を通じて、消費者にも食料供給源としての農地・森林の重要性についての認識を深めてもらうとともに、地域コミュニティの維持・再生を図ることにより、農地・森林等の適切な利用と管理を促進します。

本県には、国の重要文化的景観にも選定されている一関本寺地区や胆沢扇状地の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、それら美しい農山漁村景観の維持・形成を図ります。あわせて、二次的自然としての農山漁村において、生物の生息空間を適切に確保・配置することにより生態系の維持・形成を図ります。

その際、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、地域

協働等による農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、集落の維持、良好な県土管理、美しい景観の保全・創出を図ります。同時に、里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理します。

また、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することで、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待されます。

これらの取組と並行して、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進します。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

一方、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などでつなぐ「小さな拠点」の形成を進めることが有効と考えられます。

ウ 自然維持地域

本県には、高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地があり、それらが都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的役割を果たすことも踏まえ、その改変は原則として避け、保全に万全を期するとともに、その適切な配置や連続性の確保を図ります。また、必要かつ効果的な環境保全措置がとれるよう自然環境データの整備等を総合的に図るとともに、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全します。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めます。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、「県民の暮らしを支える県土利用」、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。

ア 農地

食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、荒廃農地の解消等を図ります。また、不断の良好な管理を通じて県土の保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の

大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、農地等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通り耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の交流・対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方も課題です。

都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。

イ 森林

森林については、「県土水源保全森林」、「生態系保全森林」、「生活環境保全森林」、「資源循環利用森林」の本県独自の4区分により、森林の有する多面的な機能を将来にわたり高度に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じた施業を実施し、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。

特に、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能や防災・減災機能に対する期待が高まってきていることから、森林の利用と保全を両立させた森林経営への取組を推進します。

その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者等が適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進します。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。

また、本県の豊かな自然や恵まれた自然条件を生かした再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然と共生した調和のとれた土地利用を図ります。

ウ 原野等

湿原、草原など野生生物の生息・生育地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給

のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮します。あわせて、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。

オ 道路

一般道路については、地域間の交流・対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保するため、内陸部と沿岸部とを結ぶ道路の整備等を進め、そのために必要な用地の確保を図ります。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。

整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮したうえで、道路の安全性、快適性や防災機能の向上を図ることとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道についても、自然環境の保全に十分配慮したうえで、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地を確保するとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ります。その際、地域の状況を踏まえつつ、日常生活サービスが充足される中心市街地に居住を誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。

キ 工業用地

ものづくり基盤産業の高度化、自動車関連産業・半導体関連産業等の集積及び地場産業の振興を図るため、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

また、工場移転や業種転換等にもなつて生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な

取組を促進させる仕組みも重要です。

ク その他の宅地

事務所・店舗用地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化等に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地を確保します。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響、地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な場所への立地を確保します。

公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、中心部等で、かつ、災害リスクの低い場所への立地を促進し、災害時の機能を確保できるようにします。その際、市街地においてこれまで蓄積されてきた、居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用や中心市街地の空洞化の抑制等の観点から、空き家・空店舗の再生利用や中心市街地への立地を誘導するなど、計画的な整備を行います。

ケ その他（公用・公共用施設）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民の生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や中心市街地への立地に配慮します。

コ その他（低・未利用地）

工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進します。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

さらに、被災した土地について、適切に土地利用転換を行うなど、土地の有効利用を図ることが重要です。

サ その他（沿岸域）

本県では、沿岸域をはじめとして、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。

その際、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。また、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生します。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。

3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 区分ごとの規模の目標

ア 計画の基準年次は平成25年とし、目標年次は平成37年とします。

イ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

ウ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。

エ 県土の利用の基本構想に基づく平成37年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位: km²、%)

利用区分	平成25年	平成37年	構成比	
			25年	37年
農地	1,520	1,506	9.9	9.9
森林	11,722	11,718	76.7	76.7
原野等	84	84	0.5	0.5
水面・河川・水路	344	347	2.3	2.3
道路	452	476	3.0	3.1
宅地	354	360	2.3	2.4
住宅地	236	237	1.5	1.6
工業用地	19	21	0.1	0.1
その他の宅地	99	102	0.6	0.7
その他	803	788	5.3	5.1
合計	15,279	15,279	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区 (市街地)	84	84	—	—

(注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

2 人口集中地区面積は、平成22年の国勢調査による面積である。

3 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

(2) 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとし、また、東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害から地域住民を守るため、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波緊急対策等の防災施設及び復興道路等の計画的な整備を図ります。

地域の区分は、産業の類似性等に着目して、別表に掲げる「県央地域」「県南地域」「沿岸地域」「県北地域」の4地域とし、明確な顔を持った地域として、それぞれの地域の競争力・自立性を高め、地域の経済基盤の確立に向けた取組を進めていきます。

その際、地域住民、NPO、市町村などの参画のもと、地域力を結集して取り組んでいきます。また、各地域間の交流・対流による相乗効果にも留意するとともに、効果が他の地域にも波及するよう努めます。

ア 県央地域

県都盛岡市を中心に高次の都市機能・学術研究機能が集積しており、本県はもとより北東北3県の産業・経済活動の拠点としての役割を担っています。

そのため、学術研究機能の集積を生かしたIT産業、ものづくり産業の創出のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

農業にあっては、農業経営体の事業拡大等により収益力を向上させるとともに、産地や組織の担い手の確保や生産基盤の整備、維持及び保全の計画的な推進、平野部から山間地帯までの多様な立地条件を生かした園芸・畜産等の地域ブランドの確立を促進することにより、農地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあっては、県内最大の木材消費地でもあることから、地域材の利用拡大や計画的な「森林の若返り」に向けて、低コスト造林の促進、林内路網の整備、担い手の育成、地域ブランド材の活用などにより、健全な森林の維持・保全を促進します。

高次都市機能の充実やユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、汚水処理施設等の整備により、快適な都市環境、生活環境の形成を図ります。

また、十和田八幡平国立公園などの豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

イ 県南地域

本県で最も工業集積が進んでいるとともに県内有数の農業地帯となっています。また、平泉の文化遺産などの観光資源にも恵まれています。

本地域では、本県最大の工業集積を世界的視野で進めるため、需要に応じて自動車・半導体関連産業等の産業立地基盤の整備を促進します。あわせて、産業振興を支援するため、内陸の工業団地と港湾を結ぶ道路等の整備を推進します。

農業にあっては、本県農業の中核的地域であることから、農地中間管理機構等の活

用による農地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、良食味米の低コスト生産の推進、園芸・畜産の産地拡大及び生産性向上、県オリジナル水稻新品種や和牛等のブランドの評価向上、地域協働による農地等の生産基盤の保全管理等を促進することにより、農地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあつては、地域けん引型林業経営体の育成や路網の整備などを通じて、生産性の高い素材生産を促進するとともに、森林病虫害等の対策を講じながら、計画的な造林など適切な森林施業を実施することにより、健全な森林の維持・保全を促進します。

また、平泉の文化遺産や栗駒国立公園、早池峰国立公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境については、適正に保全します。

ウ 沿岸地域

東日本大震災津波からの復興に取り組む沿岸地域には、わが国を代表する海岸美を誇る三陸復興国立公園をはじめとした、豊かな自然環境や漁業資源に恵まれています。また、近年、電子部品製造関連産業の立地集積が進んでいます。一方、地域の約9割が森林であり、団地を形成する広がりのある農地が限られているため、農業依存度が相対的に低くなっています。また、生産条件が不利な農地が多く、担い手農家への農地の利用集積が進んでいないことなどから農地の減少が大きくなっています。

そのため、農業にあつては、農地中間管理機構等の活用による農地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、夏季冷涼、冬季温暖など地域特性を生かした園芸づくりや畜産の振興を図ることにより、農地の適切な利用と確保を図ります。また、地域内の農林水産物を有効活用し、付加価値生産性の高い食産業を構築するため、食品加工業など関連産業の立地基盤の整備を促進します。

林業にあつては、県内屈指の大型木材加工工場が立地していることから、地域けん引型林業経営体の育成や、素材生産者・加工業者・工務店等の連携による木材安定供給体制の整備を図るとともに、乾しいたけ・林間ワサビなどの地域ブランド化を通じた林業の振興により、健全な森林の維持・保全を促進します。

工業にあつては、精密機械関連産業のさらなる集積を進めるとともに、港湾活用型産業や自動車関連産業の誘致等の県南地域からの二次展開の誘導によるものづくり産業の集積のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

また、橋野鉄鉱山や三陸復興国立公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

エ 県北地域

冷涼な気候を生かした農林水産物が生産されているほか、漆などの特産品があります。また、平庭高原などの豊かな自然環境にも恵まれ、特色ある農山漁村文化が形成されています。

農業にあつては、やませに代表される夏季冷涼な気候を生かし、ほうれんそうやレタス等の園芸品目や豊富な草資源の活用による畜産の生産拡大、やまぶどうや雑穀等

地域特産品目の生産拡大と6次化の推進により、農地の適切な利用と確保を図ります。

復旧した被災農地や基盤整備地区においては、農地中間管理機構等の活用により農地の利用集積を促進し、集落営農組織の育成等効率的な生産体制の確立や、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のため、荒廃農地の解消と有効活用に取り組みます。

林業にあつては、意欲ある林業経営体による適切な森林整備や多様な需要へ対応できる木材生産体制の整備を促進するとともに、木炭の生産体制強化、乾しいたけの販売促進、質の高い漆資源確保などを通じた林業の振興により健全な森林の維持・保全を促進します。

工業にあつては、産業支援機関との連携による企業支援や、港湾等の地域特性を生かした企業誘致活動により、ものづくり産業の集積を促進し、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

さらに、歴史的・経済的に深いつながりのある八戸圏域との広域的な交流・連携を通じて、地域経済の活性化を図ります。

また、御所野遺跡や久慈平庭県立自然公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

なお、地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要は次表のとおりです。

表 地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要

(単位: km²、%)

利用区分	県央地域				県南地域				沿岸地域				県北地域			
	平成25年	平成37年	構成比		平成25年	平成37年	構成比		平成25年	平成37年	構成比		平成25年	平成37年	構成比	
			25年	37年												
農地	447	443	12.3	12.2	792	785	15.1	14.9	91	90	2.2	2.1	190	188	8.7	8.6
森林	2,708	2,707	74.3	74.3	3,526	3,525	67.1	67.1	3,770	3,769	89.7	89.7	1,718	1,717	78.9	78.9
原野等	28	28	0.8	0.8	22	22	0.4	0.4	18	18	0.4	0.4	16	16	0.7	0.7
水面・河川・水路	94	95	2.6	2.6	183	183	3.5	3.5	31	32	0.7	0.8	36	37	1.7	1.7
道路	108	112	3.0	3.1	221	228	4.2	4.3	67	76	1.6	1.8	56	60	2.6	2.8
宅地	98	101	2.7	2.8	158	161	3.0	3.1	56	55	1.3	1.3	42	43	1.9	2.0
住宅地	64	65	1.8	1.8	105	106	2.0	2.0	40	39	1.0	0.9	27	27	1.2	1.2
工業用地	4	4	0.1	0.1	11	12	0.2	0.2	3	4	0.1	0.1	1	1	0.0	0.0
その他の宅地	30	32	0.8	0.9	42	43	0.8	0.8	13	13	0.3	0.3	14	14	0.6	0.6
その他	159	156	4.3	4.2	353	351	6.7	6.7	172	165	4.1	3.9	119	116	5.5	5.3
合計	3,642	3,642	100.0	100.0	5,255	5,255	100.0	100.0	4,205	4,205	100.0	100.0	2,177	2,177	100.0	100.0

(注) 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

4 2及び3に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。

そのために、まずは、土地の所有者が、良好な土地管理と有効な土地利用に努める必要があります。そして、国や岩手県・市町村は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画全国計画、同岩手県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。特に、土地利用基本計画においては、都道府県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

(2) 県土の保全と安全性の確保

ア 自然災害への対応

県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、東日本大震災津波の経験を踏まえ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、河川、海岸、砂防、治山等の県土保全・防災施設や災害に強い道路の整備と維持管理を着実に進めます。また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、以下のような取組を推進します。

- ・ 災害リスクの高い地域の把握、公表の積極的な実施
- ・ 地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導
- ・ 関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定の促進
- ・ 主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等の推進

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的かつ有効な利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

イ 自然生態系の活用等による県土保全と安全性の確保

森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進します。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

このような自然生態系が有する非常時の防災・減災機能、その機能の利用による長

期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

ウ ライフライン等の安全性の強化

県土の安全性を高めるため、以下のような取組を推進します。

- ・ 代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等の推進
- ・ 基幹的交通、エネルギー供給、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等のライフラインの多重性・代替性等の確保
- ・ 内陸部と沿岸部の連携の強化

また、都市における安全性を高めるため、市街地等において、以下のような取組を推進します。

- ・ 地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策
- ・ 津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備
- ・ 公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備
- ・ 住宅・建築物の耐震化、道路における無電柱化

(3) 持続可能な県土の管理

ア 環境負荷が少なく安全で暮らしやすいまちの形成

環境負荷が少なく歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の中心市街地への誘導等を推進します。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行います。

生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進めます。

イ 農地の多面的機能の発揮

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土の保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と農業生産の効率化等に取り組みます。そのため、地域の合意に基づき、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、地域協働による農地等の管理を支援します。

利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。さらに、農業の雇用促進を図るとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援します。

荒廃農地は、農業生産力の維持強化のみならず、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、農業上重要な地域を中心にその解消と発生防止を推進します。

そのため、荒廃農地の実態を把握の上、地域の実情に応じて、営農再開、保全管理、非農業的利用等の解消法別に分類し、次のような取組を支援します。

○ 営農再開（基盤整備による営農再開含む）

- ・ 認定農業者等担い手や集落営農組織等の育成支援と利用集積の促進

- ・ 企業等の参入の促進
- ・ 未整備農地の関連事業による条件整備等の促進
- ・ 放牧や自給飼料生産への転換など畜産的な活用の促進
- 保全管理
 - ・ 集落等を中心とした協働の取組による農地、農業用水や農村環境の保全
 - ・ 中山間地域における農業生産活動を通じた発生防止
 - ・ 市民農園や滞在型農園の整備等の支援
- 非農業的利用
 - ・ 森林として管理する場合の人工造林等を支援

なお、農地から宅地へと転換された後に低・未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図るなど、地域の実情を踏まえた計画的かつ適正な活用を促進します。

ウ 森林の多面的機能の発揮

森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、伐採林齢の多様化や長伐期化、複層林施業の推進、病虫獣害対策の強化等を図ります。また、いわての森林づくり県民税を活用して、間伐等の手入れが十分に行われていない公益上重要な森林を整備するとともに、地域住民等による森林整備を支援します。

間伐の推進については、森林所有者の経営意欲の喚起や経費負担の軽減につながるよう、施業の集約化や機械化等による低コスト間伐の促進などに取り組みます。その際、林内路網を計画的に配備し、森林管理及び地域材生産等のため基盤づくりを推進します。

林業経営の安定化のため、森林所有者をとりまとめて地域単位の森林経営を実現する、地域けん引型林業経営体を育成します。また、製材工場の経営能力や技術力の向上を図りながら、高品質な木材製品の需要創出等にも取り組むことにより、林業の成長産業化を推進します。

加えて、未利用木材資源の有効活用による林業の活性化とエネルギーの地産地消の促進等を図るため、チップボイラー等の導入支援や木質燃料の安定供給体制の構築等に取り組む、木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。

さらに、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林や森林公園において、森林環境教育や、レクリエーション利用などの総合的な利用を図ります。

エ 住宅地等の有効活用

居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。

その際、市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等を有効利用しつつ、中心市街地への居住の促進やニュータウンの再生を図ります。特に、空き家等については、所在地や所有者等の実態を把握した上で、所有者と入居希望者とのマッチングや施設改修等による利活用を促進します。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を推進します。

あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存

住宅ストックの有効活用を進めます。

(4) 恵み豊かな環境と人間の営みの両立

ア 低炭素社会の構築

県民、事業者、行政それぞれの役割分担と連携のもとに地球温暖化への対策を加速させるため、以下のような取組を実施し、災害に強く持続可能な「低炭素社会」の構築を目指した土地利用を図ります。

- ・ 複数施設等への効率的なエネルギーの供給
- ・ 風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入
- ・ 都市における緑地・水面等の効率的な配置
- ・ 公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築
- ・ 鉄道、船舶、自動車等を適切に組み合わせた低炭素型物流体系の形成

特に、二酸化炭素の吸収源となる森林については、その吸収能力を十分に発揮できるように、積極的な間伐や人工林伐採跡地の更新を実施するとともに、通常の伐採林齢より高齢級で伐採する長伐期施業や林齢・樹種の異なる樹木で構成される複層林施業等を展開するなど、多様な森林の整備・育成を図ります。また、木材の利用拡大や長期間の利用により、できるだけ炭素固定の増加を図ります。あわせて、都市の緑や里山林等の身近な緑の適切な保全・整備を図ります。

イ 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向けた次のような施策を講じるため、必要な用地の確保を図ります。

- ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの一層の促進
- ・ 発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムの形成
また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

ウ 環境保全型農業の推進

環境と調和した農業を推進するため、次のような施策を総合的・計画的に推進し、安全・安心な農作物を供給するとともに、自然循環機能を維持・増進する農用地の形成を推進します。

- ・ 環境への負荷を低減する生産技術の導入促進
- ・ 環境保全や農産物の品質向上等の取組を改善するための生産工程管理手法（県版GAPやJGAP等）の普及・定着

エ 県民の健康保護と生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。

オ 水環境・水循環の保全

健全な水循環の維持又は回復のため、次のような取組を実施します。

- ・ 関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理
- ・ 貯留・涵養機能^{かん}の維持及び向上
- ・ 安定した水供給・排水の確保
- ・ 持続可能な地下水の保全と利用の促進
- ・ 生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保、水辺空間の保全

また、本県の豊かな水と緑を次世代に引き継ぐため、森・川・海とつながる流域全体における施策を総合的かつ計画的に推進することとし、県内の全流域において策定した流域基本計画に基づき、地域住民や関係団体との連携と協力のもとに保全活動に取り組みます。

閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図ります。

カ 自然共生社会の実現

高い価値を有する原生的な自然については、一定の行為を厳格に規制すること等により厳正な保全を図ります。

野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、一定の行為を規制すること等により適正な保全を図ります。

特に、イヌワシ等の希少な野生動植物については、その生息・生育状況の調査を行うとともに、生息・生育地の適正な維持・改善を図ります。加えて、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討します。

また、農林業による土地利用が行われている地域等の二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成の観点からは、流域レベルや地域レベルなど空間的なつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用します。

その際、野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進します。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努めることも重要です。

これらの取組を実施するに当たっては、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。

キ 総合的な土砂管理の推進

海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図ります。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行います。

ク 良好な景観形成等の推進

歴史的・文化的な建築物や美しく魅力ある街並みを後世に継承するため、景観計画や景観条例等によるルールづくりなど、地域が一体となった取組を推進します。

都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成を促進します。

農山漁村においては、里地・里山等の美しい農山漁村景観の維持・形成を促進します。また、不利な耕作条件等による荒廃農地の拡大及び景観荒廃を防ぐため、美しい景観を保全しながら農業を継続していくための農業基盤整備を進めます。

さらに、優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、地域文化、歴史的・文化的遺産は、観光資源として極めて高い価値を有していることから、エコツーリズムの推進や伝統・文化等の活用等により、観光をはじめとした地域産業を促進します。加えて、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国内外の観光客の増加を図ります。

ケ 環境影響評価等

良好な環境を確保するため、事業の実施前における環境影響評価を実施します。また、公共事業については、事業の検討段階において、その特性を踏まえた環境的側面の検討を行います。

また、復興事業の進捗の過程における周辺環境の状況について、モニタリングを行いながら、自然環境の保全に取り組んでいきます。

(5) その他土地の有効利用の促進

ア 道路

公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図ります。

イ 工業用地

高度情報通信等のインフラの戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。

また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進するため、ホームページへの掲載等を通じた情報発信を行います。

ウ 円滑な土地の利活用に向けた方策

都市への人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加する

ことが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討します。

また、都市環境、防災面等に配慮した、河川、道路等と建物等との一体的・立体的整備を進めます。

(6) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制します。

イ 森林・原野の土地利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の合理的・計画的な維持増大と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

ウ 農地の利用転換

農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保や農業経営の安定を考慮するとともに、景観及び自然環境等に及ぼす影響に留意し、計画的な調整の下に無秩序な転換を抑制し、優良農地が確保されるよう十分考慮します。

エ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

オ 混在化の進行する地域の土地利用転換

都市周辺における、農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

カ 無秩序な施設立地等の問題が生じている地域の土地利用転換

多様な用途が許容されている準工業地域や用途地域が指定されていない白地地域など、無秩序な施設立地等の問題が生じている地域では、施設立地の抑制などにより、適正な土地利用の規制・誘導を促進し、地域の実情に応じた計画的な土地利用の実現を図ります。

(7) 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等の基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図ります。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発、県土の基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要です。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

(9) 多様な主体の連携・協働による県土の有効利用

県土の有効利用に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、県民、NPO、関係団体、事業者等の多様な主体による、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保管理活動などの直接的な参画を促進するとともに、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付などの間接的な県土管理につながる取組などを通じて、県土の有効利用を推進します。

別 表

地域区分	構 成 市 町 村
県央地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
県南地域	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町
沿岸地域	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
県北地域	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町